

岩手県災害廃棄物処理対策協議会設置要領の改正について

1 趣旨

当該協議会は、災害廃棄物の処理等について円滑化を図るため、関係機関の長により構成されているところであるが、県の災害廃棄物処理所管部局の長である環境生活部長を構成員として加えることにより、情報共有や意思決定をより円滑にし、災害廃棄物の迅速な処理を図ろうとするもの。

2 改正点

- (1) 構成員として、岩手県環境生活部長を追加する。
- (2) 新たに副座長を置き、岩手県環境生活部長を充てる。

岩手県災害廃棄物処理設置要領 改正（案）

改 正 前	改 正 後
<p>（設置） 第1条 （略）</p> <p>（所掌事項） 第2条 （略）</p> <p>（協議会の組織） 第3条 （略）</p> <p>（協議会の座長） 第4条 協議会に座長を置き、岩手県知事をもって充てる。 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。 3 座長は、必要があるときは、別表に掲げる者以外の参加を求めることができる。</p> <p>（事務局） 第5条 （略）</p> <p>（捕捉） 第6条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p>（設置） 第1条 （略）</p> <p>（所掌事項） 第2条 （略）</p> <p>（協議会の組織） 第3条 （略）</p> <p>（座長及び副座長） 第4条 <u>協議会に座長及び副座長を置く。</u> 2 <u>座長は岩手県知事をもって、副座長は岩手県環境生活部長の職にある者をもって充てる。</u> 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。 4 座長は、必要があるときは、別表に掲げる者以外の参加を求めることができる。 5 <u>副座長は座長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。</u></p> <p>（事務局） 第5条 （略）</p> <p>（捕捉） 第6条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>

改 正 前				改 正 後				
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）				
所 属	職	備 考	所 属	職	備 考	所 属	職	備 考
岩手県	岩手県知事	座長	岩手県	岩手県知事	座長	岩手県	岩手県知事	座長
宮古市	市長		岩手県	環境生活部長	副座長	宮古市	市長	
大船渡市	市長		宮古市	市長		大船渡市	市長	
久慈市	市長		大船渡市	市長		久慈市	市長	
陸前高田市	市長		久慈市	市長		陸前高田市	市長	
釜石市	市長		陸前高田市	市長		釜石市	市長	
大槌町	町長		釜石市	市長		大槌町	町長	
山田町	町長		大槌町	町長		山田町	町長	
岩泉町	町長		山田町	町長		岩泉町	町長	
田野畑村	村長		岩泉町	町長		田野畑村	村長	
普代村	村長		田野畑村	村長		普代村	村長	
野田村	村長		普代村	村長		野田村	村長	
洋野町	町長		野田村	村長		洋野町	町長	
岩手県市町村清掃協議会	会長（盛岡市長）		洋野町	町長		岩手県市町村清掃協議会	会長（盛岡市長）	
厚生労働省東北厚生局	局長		岩手県市町村清掃協議会	会長（盛岡市長）		厚生労働省東北厚生局	局長	
農林水産省東北農政局	局長		厚生労働省東北厚生局	局長		農林水産省東北農政局	局長	
林野庁東北森林管理局	局長		農林水産省東北農政局	局長		林野庁東北森林管理局	局長	
水産庁仙台漁業調整事務所	所長		林野庁東北森林管理局	局長		水産庁仙台漁業調整事務所	所長	
国土交通省東北地方整備局	局長		水産庁仙台漁業調整事務所	所長		国土交通省東北地方整備局	局長	
国土交通省東北運輸局	局長		国土交通省東北地方整備局	局長		国土交通省東北運輸局	局長	
海上保安庁第二管区海上保安部	本部長		国土交通省東北運輸局	局長		海上保安庁第二管区海上保安部	本部長	
陸上自衛隊	第9師団長		海上保安庁第二管区海上保安部	本部長		陸上自衛隊	第9師団長	
環境省東北地方環境事務所	所長		陸上自衛隊	第9師団長		環境省東北地方環境事務所	所長	
岩手県警察本部	本部長		環境省東北地方環境事務所	所長		岩手県警察本部	本部長	
社団法人岩手県建設業協会	会長		岩手県警察本部	本部長		社団法人岩手県建設業協会	会長	
社団法人岩手県産業廃棄物協会	会長		社団法人岩手県建設業協会	会長		社団法人岩手県産業廃棄物協会	会長	
備考				備考				